

社会総がかりで取り組むいじめ対策等に係る
広報啓発事業委託要綱（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
こども家庭庁支援局長決定

1 目的

文部科学省の最新の調査によると、いじめの認知件数が約 77 万件、いじめによって生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある重大事態の件数が 1,404 件、また、小中学校の不登校児童生徒数が約 35.4 万人といずれも過去最多となっており、極めて深刻な状況にある（文部科学省「令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」参照）。

いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの悩みの背景には様々な事情が複雑に関係している場合があり、学校だけで抱え込むのではなく、教育・福祉等の地域の関係機関が連携し、地域全体でこどもへの支援を進めることが必要である。このため、こども家庭庁では、いじめ・不登校等の悩みに直面するこどもやその保護者を支援する体制整備のための取組を推進している。

また、本年 1 月、こども間の暴力行為等の動画が SNS 上に投稿・拡散された複数の事案が報道されたことを受け、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議において、いじめ防止対策に関する関係省庁において緊急に対応すべき事項が取りまとめられ、暴力行為やいじめを許容せず、こどもが声を上げられる環境の整備等の重要性が改めて確認されたところである。

さらに、こども家庭庁では、全てのこどもが健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、こうした社会の実現のためには、不安や悩みに直面し、つらい思いをしているこどもたちが思いを打ち明けやすい環境をこどもの目線に立って作り、そして、不安や悩みに寄り添い、それらを解消していくことが重要である。このため、令和 6 年 11 月に「こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム」を発足させ、令和 6・7 年度において、こどもや相談・支援団体、地方自治体等との意見交換、こどもや周囲の大人等への広報・働きかけ、地方自治体や民間団体を対象とした実態把握等を進めてきたところである。

これらの取組を踏まえ、今年度は、「社会総がかりでこどもの悩みを受け止める全国フォーラム」（以下「全国フォーラム」という。）の実施等を予定しているところであり、当該フォーラムを円滑に開催するとともに、不安や悩みに直面し、つらい思いをしているこどもたちが思いを打ち明けやすい環境をこどもの目線に立って作ること、また、こどもの暴力行為やいじめは決して許されるものではないこと等を広く社会全体に発信し、機運醸成を図ることを目的として、本事業を実施する。

2 委託事業の内容

(1) 全国の自治体や関係機関を対象に自治体の先進的取組を紹介する首長部局におけ

るいじめ・不登校対策に係る全国フォーラムの開催

(2) 保護者等を対象にこどもの多様な悩みに向き合い、受け止めることの重要性に係る機運醸成を行うためのフォーラムの開催

(3) こどもや保護者、地域の大人に対して、暴力行為やいじめは許されないこと等を周知するポスター及び動画の作成

3 事業の委託先

仕様書に定める業務実施の条件等に合致する民間事業者

※ 2. 3とも具体的な内容は仕様書において別途定める。

4 委託期間

委託契約書に記載される期間とする。

5 委託手続

(1) 上記2の委託を受けようとするときは、「社会総がかりで取り組むいじめ対策等に係る広報啓発業務技術等提案書」（様式自由）等をこども家庭庁に提出すること。

(2) こども家庭庁は、上記(1)により提出された提案書等を審査委員会に付し、内容が適切であると認めた場合、委託を受けようとする者と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。また、必要に応じて当該提案書等の見直しを求めることができる。

6 委託経費

(1) こども家庭庁は、予算の範囲内で業務の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、備品費、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、賃金、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。なお、各経費の対象として想定する費用は、別添「所要経費の留意事項」によるものとし、定めのない経費についてはこども家庭庁に相談すること。

(2) こども家庭庁は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。ただし、委託先が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、こども家庭庁が必要であると認めるときは、契約額の全部又は一部を概算払するものとする。

(3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。

(4) 委託事業の実施過程において、各事業計画の内容を変更する必要があるときは、速やかにこども家庭庁に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、各事業計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が各事業計画額の総額の20%を超えない場合についてはこの限りではない。

(5) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から7年間保存する。

(6) こども家庭庁は、委託先が本契約及び仕様書等に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 本委託業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。
ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 委託事業の一部を再委託しようとする場合は、名称、再委託の相手方の住所、代表者名、再委託金額、委託予定の業務内容、委託の必要性等が記載された再委託承認申請書を提出し、こども家庭庁の承認を受けることとする。ただし、当該再委託が50万円未満の場合はこの限りではない。また、委託事業の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。再委託の承認後、再委託の相手方の変更等履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合も同様とする。

8 事業完了（廃止等）及び委託業務精算の報告

- (1) 業務の委託先は、業務が完了したとき（契約を解除した時を含む。）、廃止又は中止したとき（以下「廃止等」という。）は、事業完了（廃止等）報告書を作成し、事業が完了した日若しくは廃止等の承認を受けた日から10日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、こども家庭庁に提出するものとする。
- (2) こども家庭庁は、委託事業の成果普及等のため、上記(1)の事業完了（廃止等）報告書のほか、委託事業の事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。
- (3) 業務の委託先は、委託費の支出内容を明らかにした事業実績報告書及び委託費所用額精算書を作成し、事業が完了した日若しくは廃止の承認の日から30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、上記6(5)に規定する支出を証する書類の写しとともに、こども家庭庁に提出するものとする。

9 委託費の額の確定

- (1) こども家庭庁は、上記8(1)の事業完了（廃止等）報告書及び上記8(3)の事業実績報告書及び委託費所用額精算書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 書類の保存

委託先は、委託金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、こども家庭庁の請求があったときは、いつでも提出できるよう収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、委託事業を実施した翌年度から7年間整理保存するものとする。

11 著作権等

- (1) 委託先は、委託事業により発生した権利がある場合には、原則として本事業完了後速やかにこども家庭庁に帰属させるものとする。
- (2) 上記(1)の規定において、委託先又は第三者が本契約前から保有していた権利及び汎用的な利用が可能な権利は、この限りではない。

12 その他

- (1) こども家庭庁は、委託先における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) こども家庭庁は、委託業務の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) こども家庭庁は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要綱に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

所要経費の留意事項

所要経費と認められるのは、契約期間内であることに注意すること。

- (1) 以下の表を参考に、諸謝金、旅費など事業に必要な経費（契約期間分）を積算し記入すること。
- (2) 本事業の実施に関係のない経費は、本委託経費の中からは支出できないので注意すること。不明な経費がある場合は、事前にこども家庭庁まで問い合わせること。
- (3) 積算は省略せず、可能な限り細かく記入すること。
- (4) 指定されている経費項目以外に「その他」「予備費」等の区分を設けないこと。
- (5) 単位は「円」とすること。
- (6) 会議費については、宴会等の誤解を受けやすい形態及び酒類・菓子類の提供はできない。（お茶等の提供は可）
- (7) 各経費項目の記入については、以下の内容を参考とすること。

【人件費】

- 1 雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価等）の妥当性を確認する。
- 2 事業に必要な期間のみの雇用となっているかを確認する。
- 3 受託者に公表・実際に使用している受託人件費単価規定等が存在する場合、すなわち、①当該単価規定等が公表されていること、②他の官公庁で当該単価の受託実績があること、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たす場合、同規定等に基づく受託単価による算出を認める場合がある。
- 4 なお、上記3により難しい場合は別途こども家庭庁と協議の上決定する。

【諸謝金】

- 1 積算内訳は協力者（会議の参加者）の内訳別に記載。
（出席者等が未確定の場合にあっては、単価の妥当性を確認するため、〇〇関係者等と記載するなどして表記。）
- 2 会議出席、原稿執筆、単純労務等を行った場合に支出する謝礼であり、単価等は各地方公共団体の支給規程やこども家庭庁の支給単価等と比較して妥当な単価を設定すること（査定の際、必要に応じて理由書を添付させるなど妥当性について説明を求めることがある。また、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者とする必要性についても確認を行う）。

【旅費】

- 1 原則として具体的用務ごとに積算すること。

- 2 調査、成果公表、会議出席及び委員会出席等、事業の実施に必要な旅費のみを計上すること。
- 3 支給基準は原則として各地方公共団体の旅費規程による。ただし、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、国の職員の例に準じる等、妥当かつ適正な旅費を積算すること。
- 4 規定等がない場合は、旅費法及びこども家庭庁の規定を準用すること（電車代はグリーン車不可。航空運賃はエコノミークラスのみ）。
- 5 業務実施計画と出張先、単価、回数、人数の整合性が取れるようにすること。
- 6 航空機を利用する場合は、マイレージ等の取得はできないものとする。
- 7 外国旅費は対象外とする。

【借損料】

- 1 事業の実施に必要な借損料のみを計上すること（システム使用料や事務所の賃借料等も含む）。
- 2 会場費等、会議開催等に伴い経費が発生する場合には業務実施計画書の会議等の時間及び回数と整合性がとれるようにすること。
- 3 土地（購入）代は対象外とする。

【消耗品費】

- 1 消耗品のみを計上し、備品（長期の反復使用に耐えうるもの）費は計上しないこと（備品は、各地方公共団体の規程・規則にかかわらず、こども家庭庁において備品として認められるものとする。備品に該当するか判断に迷う場合はこども家庭庁に事前に相談すること。）。
- 2 計上するものについては、可能な限り品名（単価、数量）を記載することとするが、具体的内容毎に用途の判断できる包括的名称を用いて簡略化して記しても良い。
- 3 物品購入の際に付与されるポイント等の取得はできないものとする。
- 4 図書購入に係る費用は、本欄に計上すること。

（消耗品の例）

用紙、封筒、一般的な文房具、図書、CD-ROM類、帳簿 等

（備品の例）

机・椅子、棚、印章、ヘルメット、台車、工具類、空調機器、電話機、マイク、スピーカー、PC・タブレット、ソフトウェア、プリンター、カメラ、プロジェクター、テレビ、時計 等

【会議費】

- 1 会議費の支出に当たっては、原則として各地方公共団体の諸規則によるが、社会通念上常識的な範囲のものか精査する。（宴会等の誤解を受けやすいものや酒類の提供はできない。また、弁当等の提供はやむを得ない場合に限る。）

- 2 会議等の出席者数及び回数と整合性がとれるかを確認する。
- 3 会議は、出席者、日時、場所等を明確に記載した議事録を作成すること。

【通信運搬費】

- 1 電話代等の通信費は支出根拠が分かるものに限る。
- 2 会議開催等に必要な開催通知や報告書等の送付にかかる経費を計上する。

【雑役務費】

- 1 委託契約の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務等（集計作業等）を計上する。
- 2 見積書等にて内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認する。
- 3 報告書やチラシ等の印刷製本に係る費用は、本欄に計上すること。

【消費税相当額】

- 1 こども家庭庁において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となるので、積算した業務経費全体に消費税相当額（税率は一律10%とする。）を計上することとなる。
- 2 各種別において経費を計上する際には、消費税は内税（税込）として計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当費目において消費税相当額として計上する。
- 3 積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取り扱いが異なるので、適正な消費税額を計上すること。

① 課税事業者の場合

事業の実施過程での取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額（10%）を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上する。

② 免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分 についてのみ消費税額（10%）を含めた金額とする。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない。）

なお、不課税経費については人件費、諸謝金がこれに該当する（消費税相当額を計上するのは人件費、諸謝金分のみ）が、各法人の基準によって、人件費、諸謝金についても税込金額とされている場合もあるため、計上の際に確認すること。

- 4 「消費税の取り扱いについて」もあわせて確認すること。

【一般管理費】

- 1 一般管理費は、本事業にのみに要する費用を分割して積算できない経費として計

上する。(例) 人件費、光熱水費、電話代・FAX通信料、コピー代等

- 2 一般管理費の率は、次のうち最も低い率を実施計画書提出時に定め、一般管理費を計上する場合は当該率を事業費(人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額)の合計額に乗じて算出する。

(イ) 10%

(ロ) 委託を受けた法人が整備している受託規定に定められた一般管理費の率

(ハ) 委託を受けた法人の支出の額に占める管理費の率(支出の額及び管理費は、直近の事業年度の損益計算書及び収支計算書等による)※

ただし、上記の率より低い率を計上している場合はその率を採用する。

なお、教育委員会においては、計上できないものとする。

※本事業における(ハ)の一般管理費の率の算出方法の一例

一般管理費率＝「管理費」÷「消費支出部の合計」×100

(管理費＝{「人件費」－「教員人件費」}＋「管理経費」)

【再委託費】

- 1 委託事業のうち、技術的、専門的又は実践的な事項で、事業の実施に当たり、第三者に再委託する方がより効果的・効率的であると認められる場合、再委託を行う業務の経費を計上すること。なお、「一般管理費」の算定に際しては、乗じる経費に「再委託費」を含まない。また、定型的な業務の外部委託は雑役務費に計上すること。
- 2 再委託費を計上するに当たっては、再委託承認申請書を記入の上、提出すること。
- 3 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。

消費税の取り扱いについて

委託事業は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当するため、原則として事業経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した事業経費全体に消費税相当額（税率は一律10%とする。）を計上する必要があります。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意してください。

委託金額の積算に当っては、課税事業者と免税事業者とでは、次に掲げるとおり取り扱いが異なりますので、下記「課税・不課税判別表」を参照の上、適正な消費税額を計上してください。

(1) 課税事業者の場合

事業の実施過程での取引の際に、消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額（10%）を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（以下「不課税経費」という。）は消費税相当額を別途計上する。

(2) 免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分についてのみ、消費税額（10%）を含めた金額とする。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない。）

< 課税・不課税判別表 >

経費区分	種別	対象	注意事項等
諸謝金	・ 日当、宿泊費、運賃	課税（※）	委託先の基準により、取扱が異なるので要確認。給与として支給する場合は「賃金」と同様。
旅費（国内）		課税	
借損料		課税	
印刷製本費		課税	
消耗品費		課税	
図書購入費		課税	
会議費		課税	
通信運搬費		課税	

賃金		不課税	切手は税込金額
雑役務費		課税	消費税相当額算出 (給与として交通費を含めている場合、交通費は消費税込なので留意)
再委託費		課税	